

河合町財政健全化計画

改訂版

令和4年3月

奈良県河合町

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 「河合町財政健全化計画」の見直しにあたって | 1 |
| 2. 本町の財政状況における課題 | 2 |
| 3. 計画の見直し方針 | 3 |
| 4. 計画の実施による効果比較 | |
| ①財政収支見通し | 4 |
| ②主な財政指標の推移 | |
| (1) 経常収支比率 | 5 |
| (2) 実質公債費比率 | 6 |
| (3) 将来負担比率 | 7 |
| (4) 基金残高比率 | 8 |
| ③町債償還額の推移 | 9 |
| ④町債残高の推移 | 9 |
| 5. 具体的な計画の見直し内容と効果額 | 10 |
| 6. 住民への周知等 | 12 |
| 7. 計画の見直しにおける年度別効果額一覧表 | 13 |

1. 「河合町財政健全化計画」の見直しにあたって

本町では、これまでまちの発展に合わせて、住民の福祉や利便性の向上のため、町債を発行し、文化・福祉施設や教育施設をはじめ、道路・公園・下水道のインフラなどの都市基盤整備を計画的に進めてきました。

一方で、人口減少による町税収入等の主要一般財源の減少、高齢化などによる社会保障経費の増大や施設の維持管理費の負担などが財政を圧迫し、さらには平成25年度に将来の財政負担の低減を図るために借入れた土地開発公社の解散に伴う三セク債の償還が開始したことなどで、財政状況は厳しさを増してきました。

このような状況を踏まえ、町では平成16年度に策定した「河合町財政健全化計画」を平成29年3月に見直し、平成29年度から令和3年度までの5年間は「緊急対策期間」と定め、より一層の歳入確保と歳出削減に取り組んできました。そうした中、令和元年度の決算において、経常収支比率などの主要な財政指標が県内ワースト5位以内に入ることから、令和2年11月に、奈良県から本町の財政状況に対して、「重症警報」が発令されることになりました。

一方、令和2年度の決算では、計画に基づく取り組みの効果や、地方交付税の増収などの追い風もあり、一定額の黒字を確保し、財政調整基金への積み立てを行うことができましたが、今後、魅力あるまちづくりを展開し、「河合町」というまちを次世代に残していくためには、引き続き手綱を緩めることなく、さらなる健全化を図り、「安定した行財政基盤の構築」を確かなものとしなければなりません。

このため、本町では、これまでも庁内検討会議を継続的に開催するなど、全庁をあげて取り組んできましたが、「重症警報」を契機として、奈良県と合同勉強会を開催し、財政状況の改善に向けた方策を検討するなど、支援も受けながら「河合町財政健全化計画」の見直しを行うこととしました。

今回の見直しでは、これまでの取り組みに、合同勉強会での議論や令和3年1月に本町の中堅・若手職員を中心に取りまとめられた「河合町の行財政改革に関する提言」なども踏まえた新たな健全化策を加えることで、令和4年度から令和8年度までの5年間は、安定した行財政基盤構築の「集中取組期間」として定めて実施していきます。

本計画の実現に向けた過程においては、議会や住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、将来に誇れる「河合町」を築くため、財政の健全化に向け、新たな決意を持って取り組んでまいります。

2. 本町の財政状況における課題

これまで、庁内検討会議や中堅・若手職員による行財政改革検討会議、奈良県と合同勉強会の開催により、財政改善に向けた議論を行ってきました。その中で、下記の課題を中心として、具体的な改善方策を検討してきました。

これらの課題を初めとして、事務事業の見直しなど、健全化に向けたあらゆる課題に不断に取り組むことが必要となっています。

(1) 公共施設の維持管理経費

施設の老朽化等に伴う維持管理経費が財政負担となっており、今後、必要なサービスを維持・向上させていくためには、長期的な視点をもって計画的に施設の適正な管理等を進める必要がある。

①歳出全体に占める施設維持管理費（一般財源）11.06%

（類似団体平均 7.31%）〔H30 地方財政状況調査〕

②1人あたり施設維持管理費 27,793 円

（類似団体平均 19,898 円）〔H30 地方財政状況調査〕

(2) 職員体制

本町の一般行政部門職員数を、定員モデルと比較すると、8人超過となっている。

(3) 契約業務の適正化

随意契約の方法の見直しや金額の妥当性などを再検討する必要がある。

(4) 歳入の確保

引き続き町税収入の確保を図ることや公共施設の使用料等の見直し、未利用地の処分などについて検討する必要がある。

(5) 町債償還額

平成 25 年度に発行した第三セクター等改革推進債などによる町債償還額が多く、町の将来につながる施策を実施するにあたり負担となっている。

(6) 地方公営企業の経営健全化

下水道事業において、経費回収率が 100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入（一般会計繰入金）によりまかなわれている。

3. 計画の見直し方針

魅力あるまちづくりを展開し、「河合町」というまちを次世代に残していくためには、「安定した行財政基盤の構築」が必要不可欠であり、人口減少や高齢化に伴う町税収入等の減少が予想される現実をしっかりと受け止め、財政規模や人口規模に見合う行政サービス水準を見極め、それを継続的に提供できる体制をつくる必要があります。

また、住民の安心安全や将来の財政出動に対する備えとして財政調整基金への積立ても必要です。

このためには、本町の財政状況における課題を解決することで毎年度の収支を改善させ、柔軟な行財政運営を行うことができる体制をつくる必要があることから、本計画の「集中取組期間」最終年度の令和8年度における経常収支比率を、令和元年度比で5%以上改善させることを最優先の目標として、以下の取り組みに重点を置きながら、集中的に取り組みを進めていきます。

- ・歳入の確保について、町税収入の確保、ふるさと納税の向上を引き続き推進するとともに、公共施設利用料の受益者負担の適正化、利用予定のない町有地や施設の売却を進める。

- ・事務事業や公共施設の統合・廃止・縮小を視野に入れた見直しを行う。

- ・契約業務や内部管理経費の見直しによる行政経費の削減を行う。

- ・職員数を削減し、柔軟でスリムな組織体制の構築を図る。

- ・下水道使用料の見直しを含めた検討を行い、一般会計からの繰出金の適正化を図る。

- ・町債の無利子借換えによる利子負担の軽減及び償還元金の平準化による財政負担の低減を図り、中長期的に安定した行財政運営を進める。

4. 計画の実施による効果比較

① 財政収支見通し 財政健全化計画 実施前と実施後の収支見通し

(1) 健全化策【実施前数値】

(単位：百万円)

| | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|------------|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 歳入 | 地方税 | 1,966 | 1,980 | 1,962 | 1,953 | 1,944 | 1,927 | 1,919 | 1,911 | 1,891 |
| | 譲与税・交付金等 | 469 | 469 | 474 | 474 | 474 | 474 | 474 | 474 | 474 |
| | 地方交付税 | 2,254 | 2,228 | 2,213 | 2,214 | 2,208 | 2,213 | 2,234 | 2,232 | 2,261 |
| | 国・県支出金 | 1,201 | 1,582 | 1,976 | 1,266 | 993 | 993 | 1,003 | 993 | 983 |
| | 地方債 | 861 | 933 | 2,167 | 353 | 321 | 321 | 321 | 325 | 310 |
| | その他 | 262 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |
| | 歳入合計 | 7,013 | 7,453 | 9,053 | 6,521 | 6,201 | 6,189 | 6,212 | 6,196 | 6,180 |
| 歳出 | 人件費 | 1,472 | 1,440 | 1,476 | 1,437 | 1,462 | 1,437 | 1,452 | 1,444 | 1,453 |
| | 物件費 | 911 | 920 | 920 | 820 | 820 | 820 | 820 | 820 | 820 |
| | 扶助費 | 1,009 | 1,024 | 1,039 | 1,054 | 1,069 | 1,084 | 1,099 | 1,114 | 1,129 |
| | 公債費 | 931 | 1,239 | 1,205 | 1,196 | 1,198 | 1,165 | 1,190 | 1,127 | 985 |
| | 繰出金 | 976 | 987 | 1,001 | 1,012 | 1,015 | 1,021 | 1,025 | 1,029 | 1,035 |
| | 投資的経費 | 1,072 | 1,536 | 3,158 | 364 | 321 | 319 | 318 | 291 | 288 |
| | その他 | 603 | 615 | 606 | 654 | 656 | 549 | 547 | 545 | 543 |
| 歳出合計 | 6,974 | 7,761 | 9,405 | 6,537 | 6,541 | 6,395 | 6,451 | 6,370 | 6,253 | |
| 差引収支 | 39 | ▲308 | ▲352 | ▲16 | ▲340 | ▲206 | ▲239 | ▲174 | ▲73 | |
| 前年度繰越金 | 158 | 197 | 6 | ▲261 | ▲539 | ▲874 | ▲1,064 | ▲1,271 | ▲1,413 | |
| 基金積み立て | 0 | 83 | 196 | 262 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 基金取り崩し | 0 | 200 | 281 | 0 | 5 | 16 | 32 | 32 | 32 | |
| 累積収支(実質収支) | 197 | 6 | ▲261 | ▲539 | ▲874 | ▲1,064 | ▲1,271 | ▲1,413 | ▲1,454 | |

| | | | | | | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 財政調整基金残高 | 481 | 281 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 減債基金残高 | 3 | 86 | 282 | 544 | 539 | 523 | 491 | 459 | 427 |
| 計 | 484 | 367 | 282 | 544 | 539 | 523 | 491 | 459 | 427 |

(2) 健全化策【実施後数値】

(単位：百万円)

| | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入 | 地方税 | 1,970 | 1,984 | 1,965 | 1,956 | 1,947 | 1,930 | 1,922 | 1,914 | 1,894 |
| | 譲与税・交付金等 | 469 | 469 | 474 | 474 | 474 | 474 | 474 | 474 | 474 |
| | 地方交付税 | 2,254 | 2,228 | 2,213 | 2,214 | 2,208 | 2,213 | 2,234 | 2,232 | 2,261 |
| | 国・県支出金 | 1,201 | 1,582 | 1,976 | 1,266 | 993 | 993 | 1,003 | 993 | 983 |
| | 地方債 | 861 | 933 | 2,167 | 353 | 321 | 321 | 321 | 325 | 310 |
| | その他 | 595 | 290 | 290 | 293 | 293 | 293 | 293 | 293 | 293 |
| | 歳入合計 | 7,350 | 7,486 | 9,085 | 6,556 | 6,236 | 6,224 | 6,247 | 6,231 | 6,215 |
| 歳出 | 人件費 | 1,433 | 1,386 | 1,404 | 1,343 | 1,364 | 1,326 | 1,314 | 1,287 | 1,290 |
| | 物件費 | 898 | 898 | 855 | 755 | 755 | 755 | 755 | 755 | 755 |
| | 扶助費 | 1,009 | 1,024 | 1,039 | 1,054 | 1,069 | 1,084 | 1,099 | 1,114 | 1,129 |
| | 公債費 | 901 | 1,210 | 1,177 | 1,172 | 1,183 | 1,173 | 1,199 | 1,139 | 998 |
| | 繰出金 | 976 | 987 | 967 | 978 | 981 | 987 | 991 | 995 | 1,001 |
| | 投資的経費 | 1,072 | 1,536 | 3,158 | 364 | 321 | 319 | 318 | 291 | 288 |
| | その他 | 602 | 614 | 605 | 653 | 655 | 548 | 546 | 544 | 542 |
| 歳出合計 | 6,891 | 7,655 | 9,205 | 6,319 | 6,328 | 6,192 | 6,222 | 6,125 | 6,003 | |
| 差引収支 | 459 | ▲169 | ▲120 | 237 | ▲92 | 32 | 25 | 106 | 212 | |
| 前年度繰越金 | 158 | 317 | 65 | 109 | 84 | 97 | 145 | 102 | 140 | |
| 基金積み立て | 300 | 83 | 196 | 262 | 0 | 0 | 100 | 100 | 200 | |
| 基金取り崩し | 0 | 0 | 360 | 0 | 105 | 16 | 32 | 32 | 32 | |
| 累積収支(実質収支) | 317 | 65 | 109 | 84 | 97 | 145 | 102 | 140 | 184 | |

| | | | | | | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 財政調整基金残高 | 781 | 781 | 421 | 421 | 321 | 321 | 421 | 521 | 721 |
| 減債基金残高 | 3 | 86 | 282 | 544 | 539 | 523 | 491 | 459 | 427 |
| 計 | 784 | 867 | 703 | 965 | 860 | 844 | 912 | 980 | 1,148 |

※健全化策【実施後数値】には、令和2年度以降に着手し、継続実施している健全化の取り組みも含まれています。

上段の健全化策【実施前数値】は、一定の条件のもとに、このまま行財政運営を続けた場合の令和12年度までの収支見通しを試算しています。

その結果、令和6年度に財政調整基金をすべて取り崩した上で、約2億6千万円の赤字となり、さらに令和12年度には、累積赤字額が約14億5千万円に達する見通しです。

下段の健全化策【実施後数値】には、この健全化計画を実施した場合の収支見通しを記載しています。

本計画の取り組みを着実に実施した場合、すべての年度において、黒字を確保することができ、令和12年度における財政調整基金の残高は、約7億2千万円となる見通しです。

また、事業実施に伴い積み立てることとしている減債基金は、後年度の町債の償還に合わせて取り崩すこととしています。

なお、本計画における目標達成に向けた具体的な取り組みは、国の地方財政対策の動向や今後の社会経済情勢の変化を踏まえつつ、高度・多様化する住民ニーズや急速に進展する少子高齢化等に柔軟に対応しながら、毎年度の予算編成過程において決定していくことになります。

②主な財政指標の推移

主な財政指標の推移は、昨年11月に奈良県より本町の財政状況に対して「重症警報」を発令するきっかけとなった「経常収支比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「基金残高比率」の4つの指標を対象としています。

(1) 経常収支比率

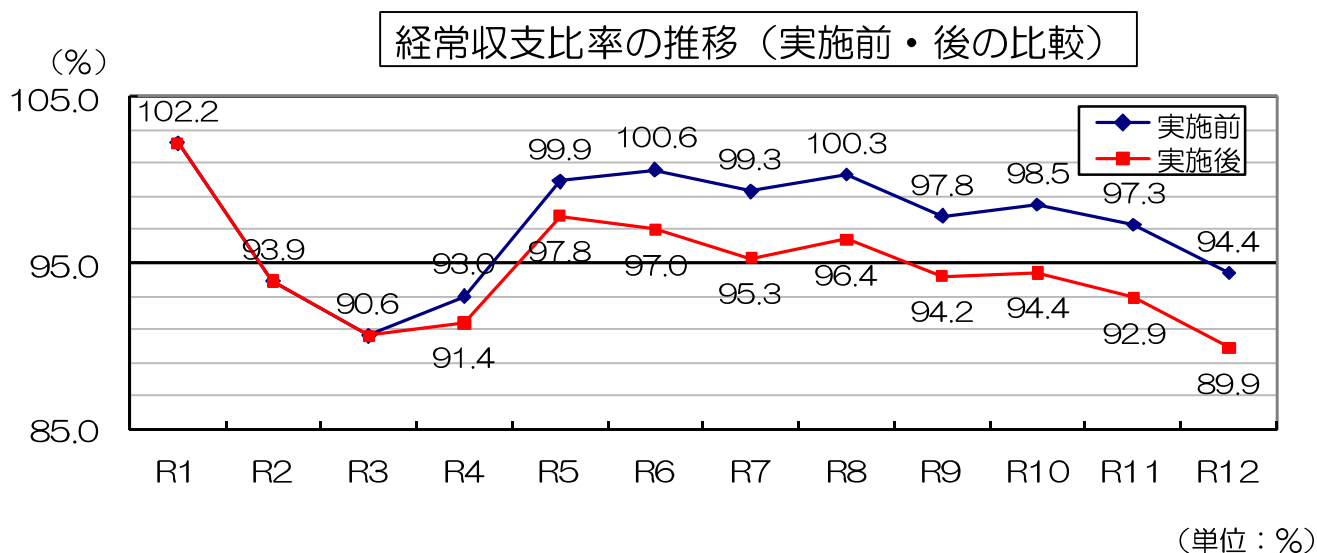
経常収支比率とは、人件費や公債費などの経常的な歳出に、町税や普通交付税などの経常的な歳入がどの程度充当されているかを示す比率です。

平成25年度に借入れた三セク債の償還に伴う公債費の増加などにより、令和元年度は102.2%となっていますが、令和2年度から令和3年度にかけては町税または普通交付税が増収となったほか、これまでの

健全化の取り組みの効果が出てきたことや、長期的な歳出の平準化を目的に令和元年度に一部地方債の償還を先送りする条件変更を行なったことなどにより減少しています。

令和4年度以降は、普通交付税等の主要一般財源の減少を見込んでいたりすることや、先送りをしていた地方債の償還が令和5年度より開始することなどにより上昇しますが、ピークと想定していた令和6年度では、健全化の実施により3.6%減少し、97.0%となる見込みです。

また、本計画の見直し方針において、最優先の目標としていた令和8年度における経常収支比率は、96.4%と、令和元年度比で5.8%の減少となり、それ以降も徐々に減少していくものと見込んでいます。



| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-----|-------|------|------|------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|
| 実施前 | 102.2 | 93.9 | 90.6 | 93.0 | 99.9 | 100.6 | 99.3 | 100.3 | 97.8 | 98.5 | 97.3 | 94.4 |
| 実施後 | 102.2 | 93.9 | 90.6 | 91.4 | 97.8 | 97.0 | 95.3 | 96.4 | 94.2 | 94.4 | 92.9 | 89.9 |

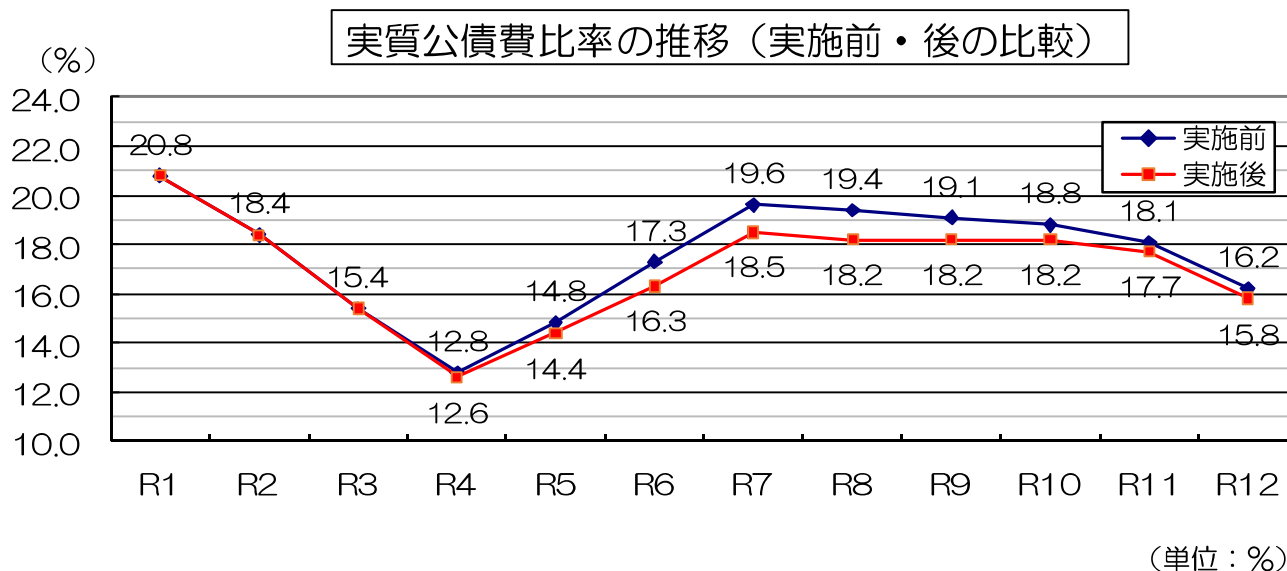
(2) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

平成25年度に借入れた三セク債の償還に伴う公債費の増加などが影響し、令和元年度では20.8%となっていますが、同年度に長期的な視野に立った歳出の平準化を図るため、一部地方債の償還を先送りする条件

変更を行なったことなどにより、令和 2 年度以降減少しています。

令和 5 年度以降は、先送りをしてきた地方債の償還が開始することなどにより、しばらく上昇しますが、ピークと想定していた令和 7 年度では、健全化の実施により 1.1%減少し、18.5%となる見込みです。その後は、ゆるやかに減少していくものと見込んでいます。



| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 実施前 | 20.8 | 18.4 | 15.4 | 12.8 | 14.8 | 17.3 | 19.6 | 19.4 | 19.1 | 18.8 | 18.1 | 16.2 |
| 実施後 | 20.8 | 18.4 | 15.4 | 12.6 | 14.4 | 16.3 | 18.5 | 18.2 | 18.2 | 18.2 | 17.7 | 15.8 |

(3) 将来負担比率

将来負担比率とは、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

三セク債を借入れたことなどにより、令和元年度は 225.3%となっていますが、令和 2 年度では 199.0%まで減少しています。

今後は、主要事業の実施などに伴い、地方債未償還残高が増加することで、令和 6 年度では一時的に増加しますが、それ以降は着実に減少していくと見込んでいます。

なお、将来負担比率は、今回の健全化の取り組みにより、令和 10 年度以降で微減すると見込んでいます。

将来負担比率の推移（実施前・後の比較）



(単位：%)

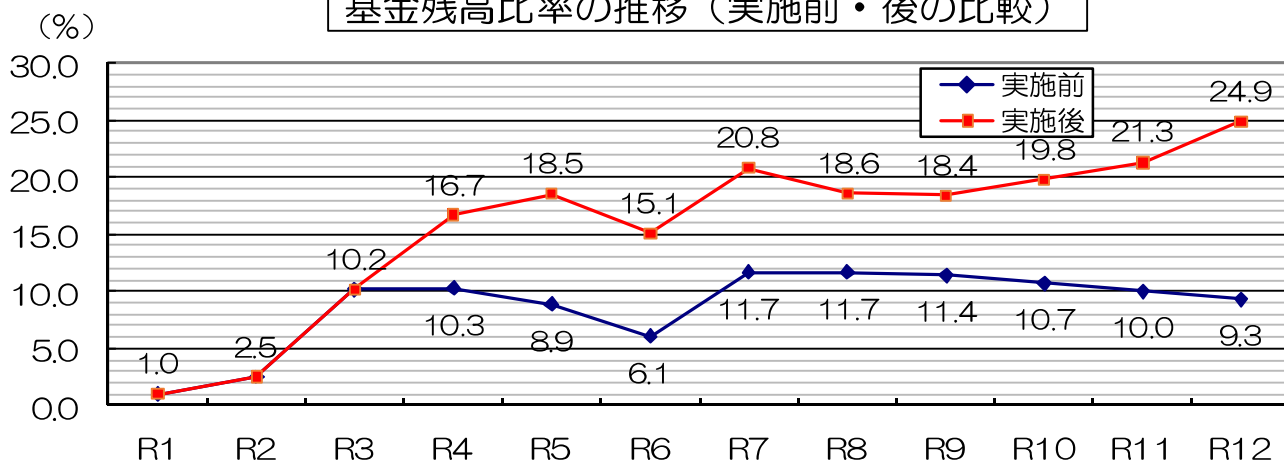
| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施前 | 225.3 | 199.0 | 174.2 | 170.3 | 165.7 | 184.8 | 173.1 | 171.0 | 164.5 | 155.2 | 145.3 | 130.4 |
| 実施後 | 225.3 | 199.0 | 174.2 | 170.8 | 166.8 | 186.0 | 174.1 | 171.8 | 164.5 | 154.3 | 143.4 | 127.6 |

(4) 基金残高比率

基金残高比率とは、財政調整基金残高及び減債基金残高の標準財政規模に対する比率です。

令和元年度に財政調整基金を取り崩したことから、1.0%となりましたが、令和2年度以降については、健全化の取組みによる収支の改善などに伴う財政調整基金への積み立てや、事業実施に伴う県補助金の減債基金への積み立てにより改善していくものと見込んでいます。

基金残高比率の推移（実施前・後の比較）



(単位：%)

| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 実施前 | 1.0 | 2.5 | 10.2 | 10.3 | 8.9 | 6.1 | 11.7 | 11.7 | 11.4 | 10.7 | 10.0 | 9.3 |
| 実施後 | 1.0 | 2.5 | 10.2 | 16.7 | 18.5 | 15.1 | 20.8 | 18.6 | 18.4 | 19.8 | 21.3 | 24.9 |

③町債償還額の推移

県の支援制度を活用した既発行債の無利子借換えにより、利子負担の抑制及び償還額の平準化を図ることで、令和4年度以降の公債費負担の低減を見込んでいます。

(単位：百万円)

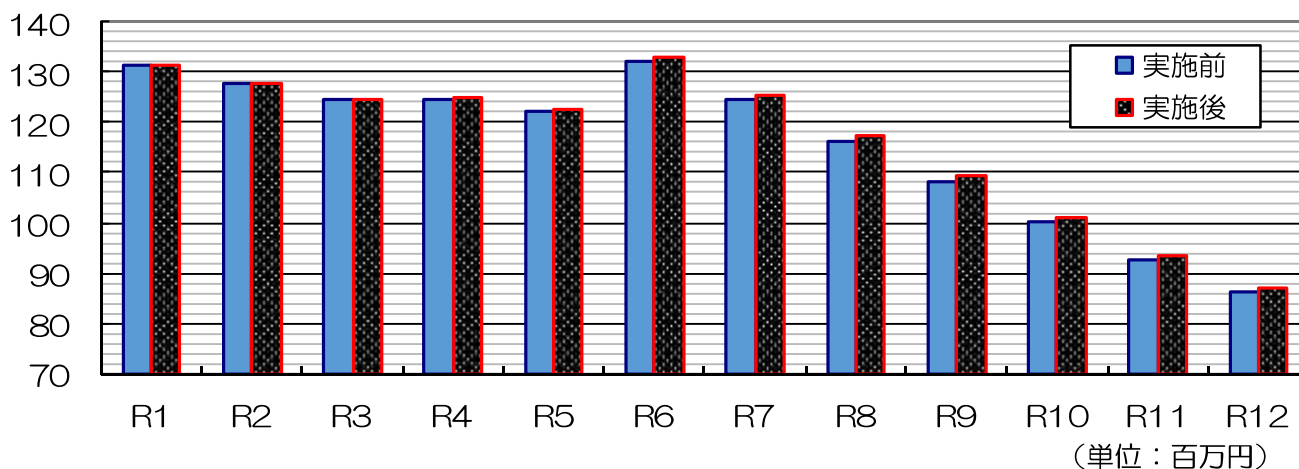
| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 実施前 | 1,092 | 901 | 927 | 931 | 1,239 | 1,205 | 1,196 | 1,198 | 1,165 | 1,190 | 1,127 | 985 |
| 実施後 | 1,092 | 901 | 927 | 902 | 1,209 | 1,177 | 1,173 | 1,183 | 1,174 | 1,200 | 1,138 | 998 |
| 差額 | 0 | 0 | 0 | ▲29 | ▲30 | ▲28 | ▲23 | ▲15 | 9 | 10 | 11 | 13 |

④町債残高の推移

県の支援制度を活用した既発行債の借換えによる償還額の平準化により、単年度の残高は微増しますが、主要事業の完了に伴い令和7年度以降は着実に減少すると見込んでいます。

町債残高の推移（実施前・後の比較）

(億円)



| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 実施前 | 13,118 | 12,779 | 12,458 | 12,448 | 12,200 | 13,218 | 12,434 | 11,615 | 10,826 | 10,010 | 9,259 | 8,633 |
| 実施後 | 13,118 | 12,779 | 12,458 | 12,474 | 12,254 | 13,298 | 12,537 | 11,733 | 10,936 | 10,111 | 9,348 | 8,709 |
| 差額 | 0 | 0 | 0 | 26 | 54 | 80 | 103 | 118 | 110 | 101 | 89 | 76 |

5. 具体的な計画の見直し内容と効果額

本計画の「集中取組期間」における最優先の目標は、経常収支比率を令和元年度比で5%以上改善させることとしていることから、健全化の効果額は、令和元年度決算と比較した金額としています。また、令和2年度以降に着手し、継続実施している健全化の取り組みも含んでいます。

1. 町税収入等自主財源の確保

【R4～R8 の効果額合計(R1 決算比)：472,142 千円】

(1) 町税収入等の確保のための取り組みを推進

歳入の根幹である町税収入を確保するため、償却資産（固定資産税）の適正課税を推進し、自主財源の確保に努めます。また、本町への「企業版」を含めたふるさと納税寄附金の促進を図るため、返礼品の充実やインターネット情報サイト等の活用、企業への働きかけを通して、積極的なPR活動に取り組みます。

《主な取り組み》

償却資産（固定資産税）の適正課税の推進〔継続実施〕
ふるさと納税の推進〔継続実施〕

(2) 受益者負担の適正化

施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、体育施設などの使用料の減免基準の見直しを行います。

《主な取り組み》

公共施設使用料の減免廃止の検討

(3) 資産の売却及び有効活用

利用予定のない町有地や、施設の廃止等で余剰となった処分可能な町有資産の売却を推進します。また、その他の遊休資産については、貸付を推進する等、有効活用を図ります。

《主な取り組み》

事業化予定のない資産の売却促進
西大和配水池・保育所・幼稚園跡地・交流センター用地の売却
その他の遊休資産の貸付け〔継続実施〕

(4) その他財源の確保

既存媒体や町有財産を活用した広告収入の確保に努めます。

《主な取り組み》

広報紙やホームページ、すな丸号等の広告利用の促進

〔継続実施〕

2. 事務事業の見直し 【R4～R8 の効果額合計(R1 決算比)：36,214 千円】

(1) 内部管理経費の削減

《主な取り組み》

広告掲載型無料封筒の導入

安価な印刷用紙への変更

契約業務の見直し

町バスの廃止によるマイクロバスへの変更〔継続実施〕

(2) 事務事業の整理合理化等

《主な取り組み》

町民体育大会の見直し〔継続実施〕

広報かわい「お知らせ版」の廃止〔継続実施〕

(3) 補助金、負担金の効果的執行

各種団体補助金については、当該団体の収支状況などを勘案した上で、適正な補助金額となるよう見直しを図ります。また、所期の目的を達成しているものについては廃止を検討します。

《主な取り組み》

各種団体補助金の見直し〔継続実施〕

各種団体以外の補助金の見直し

3. 人件費の抑制 【R4～R8 の効果額合計(R1 決算比)：356,558 千円】

(1) 職員定数の見直し

効率的な職員配置や事務事業の縮減に伴う組織のスリム化を踏まえ、必要となる職員数へ適正化を図ります。

《主な取り組み》

定員管理適正化計画の策定による職員数の削減

4. 経費の節減合理化等財政の健全化

【R4～R8 の効果額合計(R1 決算比)：102,000 千円】

(1) 下水道事業特別会計への繰出金の適正化

汚水処理原価を踏まえた下水道使用料改正の検討を行い、一般会計からの繰出金の適正化を図る。

《主な取り組み》

下水道事業特別会計への繰出金の適正化（使用料改正の検討）

5. 公共施設の管理運営

【R4～R8 の効果額合計(R1 決算比)：198,466 千円】

(1) 既存施設の見直し

《主な取り組み》

町民プールの休止〔継続実施〕

豆山の郷・文化会館（図書館を除く）の休止の検討

豆山の郷3階浴室（こもれびの湯・せせらぎの湯）廃止〔継続実施〕

(2) 施設の統廃合による整理合理化

《主な取り組み》

児童館と心の交流センターの統合〔継続実施〕

6. 公債費負担の低減に向けた取り組み

【R4～R8 の効果額合計(R1 決算比)：125,476 千円】

(1) 県の支援制度による既発行債の借換え

既発行債を無利子の県振興資金に借換えることにより、利子負担の軽減及び償還額の平準化を図る。

《主な取り組み》

既発行債の繰上償還及び無利子の県振興資金への借換え

6. 住民への周知等

健全化計画の実施あたっては、住民の皆様にご理解いただき、ご協力をお願いする必要があるため、取り組み内容などについて町広報紙やホームページ等に掲載し、周知を図っていきます。

また、毎年度の実施状況や検証などについても、議会に報告すると共に、公表していきます。

7. 計画の見直しにおける年度別効果額一覧表

(単位：千円)

| 事業項目 | 健全化による効果額 | | | | | |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | 合計 |
| 1 町税収入等自主財源の確保 | 337,716 | 32,976 | 31,976 | 34,737 | 34,737 | 472,142 |
| 1-(1) 町税収入等の確保のための取り組みの推進 | | | | | | |
| 1-(2) 受益者負担の適正化 | | | | | | |
| 1-(3) 資産の売却及び有効活用 | | | | | | |
| 1-(4) その他財源の確保 | | | | | | |
| 2 事務事業の見直し | 6,886 | 7,265 | 7,291 | 7,358 | 7,414 | 36,214 |
| 2-(1) 内部管理経費の削減 | | | | | | |
| 2-(2) 事務事業の整理合理化等 | | | | | | |
| 2-(3) 補助金、負担金の効果的執行 | | | | | | |
| 3 人件費の抑制 | 38,633 | 54,209 | 71,985 | 93,990 | 97,741 | 356,558 |
| 3-(1) 職員定数の見直し | | | | | | |
| 4 経費の節減合理化等財政の健全化 | | | 34,000 | 34,000 | 34,000 | 102,000 |
| 4-(1) 下水道事業特別会計への繰出金の適正化 | | | | | | |
| 5 公共施設の管理運営 | 7,131 | 15,442 | 58,631 | 58,631 | 58,631 | 198,466 |
| 5-(1) 既存施設の見直し | | | | | | |
| 5-(2) 施設の統廃合による整理合理化 | | | | | | |
| 6 公債費負担の低減に向けた取り組み | 29,443 | 29,490 | 27,788 | 23,376 | 15,379 | 125,476 |
| 4-(1) 県の支援制度による既発行債の借換え | | | | | | |
| 健全化による効果額 合計 | 419,809 | 139,382 | 231,671 | 252,092 | 247,902 | 1,290,856 |

※「健全化による効果額」については、令和2年度以降に着手し、継続実施している取り組みも含んでいます。
また、今後、各取り組みを行なって行く上で、変動することがあります。